

## 博物館施設の在り方検討会開催要綱

### (開催)

第1条 本市における博物館施設の今後の在り方について整理・検討を行うに当たり、有識者等からの意見を幅広く聴くため、博物館施設の在り方検討会（以下、「検討会」という。）を開催する。

### (意見聴取)

第2条 検討会では、次に掲げる事項に係る意見を聴取する。

- (1) 博物館施設の在り方の整理・検討に関する事。
- (2) その他博物館施設の在り方の整理・検討のために必要な事項に関する事。

### (委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 博物館行政に係る知見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (座長)

第4条 検討会に、委員の互選により座長1人を置く。

- 2 座長は、検討会を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (検討会)

第5条 検討会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 検討会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 検討会において、市長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 検討会の庶務は、市民局文化スポーツ部文化振興課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市民局長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月16日から施行する。
- 2 この要綱は、検討会としての役割を終えた日にその効力を失う。